

身体拘束適正化のための指針

児童発達支援・放課後等デイサービスあゆむとはずむ

1. 目的

本指針は、当事業所において、児童の人権を尊重し、身体拘束その他の行動制限が不当に行われることを防止するとともに、やむを得ず実施する場合にはその適正な運用を確保することを目的とする。

2. 基本方針

1. 身体拘束は、児童の人格及び尊厳を著しく制限する行為であることを十分に認識し、原則として行わない。
2. 職員は、児童の安全を確保するために必要な支援・環境整備・職員配置・支援技術の向上等を図り、身体拘束を行わなくてもよい支援体制の整備に努める。
3. やむを得ず身体拘束を行う場合には、法令に基づき厳格に手続を踏み、最小限の方法・時間・範囲で行う。

3. 身体拘束の定義

本指針における「身体拘束」とは、児童の行動を一時的に制限することを目的として

- 身体の一部を直接的に制限する行為（例：ベルト等で固定する、職員が身体を押さえるなど）
- 行動を制限する環境を故意に設定する行為（例：部屋や場所から出られないようにする）を指す。

4. 身体拘束が認められる場合

次の3要件をすべて満たす場合に限り、身体拘束を行うことができる。

1. **切迫性**: 本人または他者の生命・身体に危険が差し迫っている場合
2. **非代替性**: 他に適切な代替手段がない場合
3. **一時性**: 拘束は一時的であり、危険が回避された時点で直ちに解除されること

5. 身体拘束を行う際の手順

1. 緊急対応時の判断

状況の安全を確保したうえで、最小限の人数・方法・時間で実施する。

2. 記録と報告

実施内容(日時・理由・方法・時間・解除時の状態など)を詳細に記録し、管理者へ報告する。

3. 保護者への説明

速やかに保護者に報告し、必要に応じて面談等で説明を行う。

4. 再発防止の検討

実施後、身体拘束適正化委員会または職員会議等にて事例検証を行い、再発防止策を協議する。

6. 身体拘束を行わないための取り組み

- 職員研修の実施(行動障害理解・危機対応・虐待防止研修等)
- 支援計画の見直し(児童の特性に応じた環境調整・個別支援計画の工夫)
- 事故・トラブル発生時のマニュアル整備
- 家庭や関係機関との連携強化

7. 職員研修

- 年1回以上、身体拘束適正化及び虐待防止に関する研修を実施する。
- 新任職員に対しては、入職時に必ず本指針の内容を周知・指導する。

8. 身体拘束適正化委員会

- 年1回以上開催し、以下を目的とする。
 1. 身体拘束事例の検証
 2. 再発防止策の検討
 3. 職員への啓発・助言
- 委員会の議事録を作成し、保存する。

9. 指針の周知

- 職員全員に周知徹底し、常に閲覧できるよう事業所内に備え付ける。
- 保護者に対しても概要を説明し、理解を得るよう努める。
- 当事業所ホームページに掲載

10. 見直し

- 本指針は、関係法令や行政通知の改正、または運営状況に応じて定期的に見直しを行う。

付則

本指針は、令和7年7月1日から施行する。